

男性も育児休暇を活用しましょう！

育児休業（いくじきゅうぎょう）とは、子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業のことです。子育て期にある父親は、育児休業の取得率も極めて低い水準にあるなど、依然として育児は母親まかせの状況にあり、今後は、父親も子育ての喜びを実感するとともに、子育ての責任を認識するため、積極的に育児に参加することが必要ではないでしょうか？。



- ◎現在、厚生労働省で育児休業を使用し、仕事を休んだ場合、賃金の6割（社会保険も含む）が育児休業給付金で保障されていますが、経済的に賃金の6割では生活が苦しくなります。
- ◎法律上の上限である8割に近づけるように企業側へ求める取り組みをおこなっています。
- ◎育児休暇を活用しやすい環境を作っていきましょう。



全日本建設運輸連帯労働組合 女性部

大阪市西区川口2-4-28 TEL 06-6583-5546

(注)

平成22年3月31日までに育児休業基本給付金の支給対象となる育児休業を開始した方については、暫定的に育児休業者職場復帰給付金の給付率が20%相当額となり、全体の給付率は50%となります。